

附則
(施行期日)
1 この政令は、令和三年三月一日から施行する。
(経過措置)

2 この政令による改正後の児童扶養手当法施行令(次項において「新令」という。)第六条の七の規定(児童扶養手当法施行令第三条第一項の読替えに係る部分に限る。)は、令和三年三月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限及び児童扶養手当に相当する金額の返還について適用し、同年二月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限及び児童扶養手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

3 新令第六条の七に規定する場合における令和三年三月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限及び児童扶養手当に相当する金額の返還についての国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和二年政令第二百七十号)附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる同令第四条の規定による改正前の児童扶養手当法施行令第四条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条第一項中「除く」とあるのは「除き、非課税公的年金給付等(公的年金給付又は法第十三条の二第二項第四号に規定する遺族補償等であつて、地方税法第四条第二項第一号に掲げる道府県民税についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得に係るものをいう。以下この項において同じ。)に係る所得を有する場合には、非課税公的年金給付等についても所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等とみなして同条第二項第一号の規定により計算した金額と同項第二号の規定により計算した金額とを合算した金額を同条第一項に規定する雑所得の金額として計算するものとする」と、「山林所得金額、同法」とあるのは「山林所得金額、地方税法」とし、同年二月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限及び児童扶養手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

省 令

総務大臣 武田 良太
財務大臣 麻生 太郎
文部科学大臣 萩生田光一
厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 菅 義偉

○総務省令第九十八号
住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の十五第四項の規定に基づき、住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月三十日
住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令
住民基本台帳法施行規則(平成十一年自治省令第三十五号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (本人確認情報を利用することができる事務) 第二十一条の二 法第三十条の十五第四項に規定する総務省令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。 〔一略〕 | (本人確認情報を利用することができる事務) 第二十一条の二 法第三十条の十五第四項に規定する総務省令で定める事務は、次に掲げるとおりとする。 〔一 同上〕 |

二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報提供等に関する省令(平成二十六年総務省令第八十五号)第三十五条第一項第一号、第四号、第五号及び第七号に規定する事務

二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報提供等に関する省令(平成二十六年総務省令第八十五号)第三十五条第一項第四号、第五号及び第七号に規定する事務

附則
この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第四十九号

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令和元年法律第十五号)第十八条及び第二十八条第二項並びに不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第十五条の規定に基づき、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月三十日
表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令
表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律施行規則(令和元年法務省令第四十二号)の一部を次のように改正する。

改正後
(表題部所有者の登記等)
第九条 法第十五条第一項の規定又は法第二十条第三項若しくは第四項(これらの規定を法第三十条第二項において準用する場合を含む。)の規定により登記記録として登記すべき事項は、表題部の所有者欄に記録するものとする。

改正前
(表題部所有者の登記等)
第九条 法第十五条第一項の規定により登記記録として登記すべき事項は、表題部の所有者欄に記録するものとする。

〔2〕4 略
5 登記官は、法第二十条第三項(法第三十条第二項において準用する場合を含む。)の規定により嘱託があつた場合において、当該嘱託に基づく登記をするときは、当該登記の登記原因及びその日付並びに登記の年月日のほか、登記の目的並びに特定不能土地等管理者又は特定社団等帰属土地等管理者の職名及び氏名又は名称並びに住所をも記録しなければならない。

〔2〕4 同上
〔項を加える。〕

6 登記官は、法第二十条第四項(法第三十条第二項において準用する場合を含む。)の規定により嘱託があつた場合において、当

〔項を加える。〕